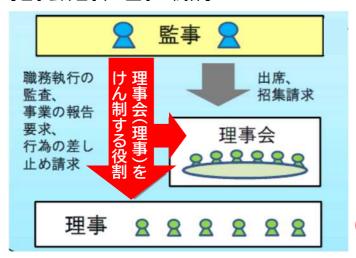
「監事候補者の決定」から「監事の選任」までの流れ

【理事会(理事)と監事の関係】



- ・監事は、理事会における「議決権」を有しない。
- ・理事会が、監事の意見を踏まえずに候補 者を決定することが可能とすると、 「監事の役割である、理事会(理事)へ のけん制機能」が、十分機能しない監事 を候補者とする恐れがある。

このため、「在任監事の過半数の同意」 を必須とすることで、その危惧を排除 しようとするものと解釈している

(役員等の選任)

第43条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 (略)
- 3 一般法(略称)第72条 < 監事の選任 > 、第73条第1項 < 会計監査人の選任 > 及び第74条 < 社員 総会での意見 > の規定は、社会福祉法人について準用する。
 - <読み替え後の一般法第72条>
 - 第72条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するときは、監事の過半数の同意を 得なければならない。

